

## 佐賀市スポーツ推進計画 計画策定の趣旨

## — スポーツ基本法 —

## 第 10 条

都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

国 第 2 期スポーツ基本計画 計画期間：平成 29(2017)年度～平成 33(2021)年度

県 佐賀県スポーツ計画 計画期間：平成 26(2014)年度～平成 35(2023)年度

佐賀市スポーツ推進計画（平成 27 年 3 月策定）  
計画期間：平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度

計画年度が平成 31 年度(2019)年度で終了することから、2020 年度以降の佐賀市のスポーツ推進の基本的方向性を示すため、さらには 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2023 年に本県で開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を迎える 5 年間の行動計画として、更なる本市のスポーツ推進のため、第 2 次の本計画を策定するものです。

第 2 次 佐賀市スポーツ推進計画  
計画期間：2020 年度～2024 年度

第 2 次佐賀市総合計画 計画期間：平成 27(2015)年度～平成 36(2024)年度

<第 2 次佐賀市総合計画における本計画の位置づけ>

## ■ 施策

誰もが親しめる市民スポーツの充実

## ■ めざす姿（成果目標）

"市民誰もが、生涯を通じてスポーツに親しむことができ、いきいきと暮らしている。"

## ■ 成果指標と目標値

日常的に(週 1 回以上)スポーツをしている市民の割合を平成 31 年度(2019 年度)までに 54.5% へ引き上げる。



新たな目標

2024 年度までに同割合を 60%に引き上げる。

年度	基準値	現在値	目標値	新目標値
	平成 25(2013)年度	平成 29(2017)年度	平成 31(2019)年度	2024 年度
割合(%)	48.5%	47.2%	54.5%	60.0%

## ■ 取組方針

市民のライフステージに応じた健康・体づくりを進めるため、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに接することのできる環境づくりに取り組む。